

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第102期（2021年4月1日～2022年3月31日）

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

乾汽船株式会社

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結子会社の数及び名称
3社 DELICA SHIPPING S.A.、
イヌイ運送(株)、
イヌイ倉庫オペレーションズ(株)
 - ②主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。
 - (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
 - (3) 連結子会社等の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………主に先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

④ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 船舶……………定額法

ロ. その他……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

船舶	3年～15年
建物	3年～47年
構築物	3年～45年
信託建物	8年～47年
信託構築物	10年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑤ 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

特別修繕引当金…………… 船舶安全法による船舶の定期検査工事に係る費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込みを加味して計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

外航海運事業における収益は主に運賃収入と貸船料収入で構成されております。

運賃収入は船舶の自主運航（航海用船契約）によるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、航海日割基準に基づく航海の進捗に応じて収益を認識しております。

貸船料収入には船舶貸渡し（定期用船契約）による収入と、空荷航海の燃料費相当額に対する収入（バラストボーナス）があり、定期用船契約による収入は船舶の貸渡期間に応じて、バラストボーナスは船舶を用船者に引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、それぞれ収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、顧客との契約に基づき、通常、運賃収入については貨物の積切から概ね3営業日以内に、貸船料収入については履行義務の充足前に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法…… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ヘッジ手段…………… 為替予約
- ヘッジ対象…………… 外貨建予定取引
- ヘッジ手段…………… 金利スワップ
- ヘッジ対象…………… 借入金
- ヘッジ手段…………… 商品先物
- ヘッジ対象…………… 船舶燃料

ハ. ヘッジ方針…………… 社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができると、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…金利スワップの特例処理または繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法…従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を簡便法により計上しております。
- ロ. 資産に係る控除対象外…資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、外航海運事業において、顧客に対する手数料を従来売上原価に計上しておりましたが、取引の実態に鑑み売上から減額する方法に変更しております。また、定期用船契約における空荷航海の燃料費相当額に対する収入(バラストボーナス)を従来航海日割基準に基づき計上しておりましたが、船舶を用船者に引き渡した一時点において一括して収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は579百万円減少し、売上原価は592百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ12百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「営業未収金」は、当連結会計年度より「営業未収金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項に関して定性的な情報の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」に独立掲記していた「受取利息」、「受取保険金」及び「助成金収入」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「借入手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「借入手数料」は21百万円であります。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却損」は0百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 航海日割基準に基づく収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

航海日割基準に基づき計上した収益の金額 1,629百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

期末日を跨ぐ自主運航の航海（期跨り航海）については、各航海の収益総額に、見積総航海日数に対する期末日時点の進捗率を乗じて見積り計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
海運業収益の測定方法に含まれる総航海日数の見積りは、将来の航行スケジュールや予想停泊期間等の仮定を用いております。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の航行スケジュールは見積りの不確実性が高く、気象海象や港の混雑状況等によって変動します。総航海日数が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。また、航海完了後に見積りと実績の比較を行い、見積りの合理性を確認しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 540百万円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 933百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは2022年度以降の事業計画を基礎としております。

ロ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
外航海運事業における課税所得の見積りは、海運先物市況に連動させた事業計画から、新型コロナウイルスの影響や過去における事業計画と実績との乖離率等の一定のリスクを総合的に勘案して算定しております。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の経済動向の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、ロ．に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にしておりますが、海運市況は外部環境による影響を大きく受けるため不確実性が高く、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

船舶	15,022百万円
建物及び構築物	7,390百万円
土地	0百万円
信託建物及び信託構築物	3,558百万円
信託土地	204百万円
建設仮勘定	139百万円
其他有形固定資産	1百万円
計	<u>26,318百万円</u>
上記に対応する債務	
短期借入金	1,800百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,149百万円
長期借入金	<u>19,999百万円</u>
計	<u>25,948百万円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 39,157百万円

(3) 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額 1,667百万円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の発行済株式の総数
普通株式	26,072,960株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月23日 定時株主総会	普通株式	74百万円	利益剰余金	3円	2021年 3月31日	2021年 6月24日
2021年 11月11日 取締役会	普通株式	150百万円	利益剰余金	6円	2021年 9月30日	2021年 12月6日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

次のとおり、決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 6月22日 定時株主総会	普通株式	5,453 百万円	利益剰余金	218円	2022年 3月31日	2022年 6月23日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、外航海運、倉庫・運送、不動産の各事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余剰円資金の運用については銀行預金を中心に行っております。余剰外貨資金の運用については銀行預金のほかに、外貨建投資信託を保有しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、将来の為替・金利・燃料価格の変動によるリスク回避を目的としており、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額662百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収金、営業未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額
① 投資有価証券			
その他有価証券	2,940	2,940	—
② 長期借入金 (※2)	(24,379)	(24,364)	△15
③ 受入保証金	(1,441)	(1,426)	△14
④ デリバティブ取引 (※3)	176	176	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の金額も含めて表示しております。

(※3) デリバティブ取引については、純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額とほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。一部、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

③ 受入保証金

受入保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、契約満了日までの期間等及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

④ デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。また、船舶燃料先物の時価は、金融先物業者から提示された価格等に基づき算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,411百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計 年度末の時価 （百万円）
当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
13,180	△211	12,969	69,343

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ロジスティクス		不動産事業	合計
	外航海運事業	倉庫・運送事業		
日本	7,170	4,075	136	11,382
アジア	9,861	—	—	9,861
オセアニア	8,727	—	—	8,727
欧州	1,764	—	—	1,764
北米	1,165	—	—	1,165
顧客との契約から生じる収益	28,689	4,075	136	32,901
その他の収益	311	—	4,383	4,695
外部顧客への売上高	29,001	4,075	4,520	37,597

(注) 地域別売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,194円49銭

(2) 1株当たり当期純利益

473円87銭

11. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

12. その他の注記
該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外の

もの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定しております。）

ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………主に先入先出法による原価法（収益性
の低下による簿価切下げの方法）によ
っております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得し
た建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附
属設備及び構築物については、定額法
を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであ
ります。

建物	3年～47年
構築物	3年～45年
信託建物	8年～47年
信託構築物	10年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアにつ
いては、社内における利用可能期間
（5年）に基づく定額法を採用して
おります。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額
を零とする定額法を採用して
おります。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

外航海運事業における収益は主に運賃収入と貸船料収入で構成されております。

運賃収入は船舶の自主運航（航海用船契約）によるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、航海日割基準に基づく航海の進捗に応じて収益を認識しております。

貸船料収入には船舶貸渡し（定期用船契約）による収入と、空荷航海の燃料費相当額に対する収入（バラストボーナス）があり、定期用船契約による収入は船舶の貸渡期間に応じて、バラストボーナスは船舶を用船者に引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、それぞれ収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、顧客との契約に基づき、通常、運賃収入については貨物の積切から概ね3営業日以内に、貸船料収入については履行義務の充足前に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

イ. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建予定取引

ロ. ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金

ハ. ヘッジ手段……………商品先物
ヘッジ対象……………船舶燃料

③ ヘッジ方針……………社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 資産に係る控除対象外…資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、外航海運事業において、顧客に対する手数料を従来売上原価に計上していましたが、取引の実態に鑑み売上から減額する方法に変更しております。また、定期用船契約における空荷航海の燃料費相当額に対する収入(バラストボーナス)を従来航海日割基準に基づき計上していましたが、船舶を用船者に引き渡した一時点において一括して収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は579百万円減少し、売上原価は592百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「営業未収金」は、当事業年度より「営業未収金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 航海日割基準に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

航海日割基準に基づき計上した収益の金額 1,629百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 航海日割基準に基づく収益認識」の内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 618百万円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 933百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	10百万円
長期金銭債権	12,520百万円
短期金銭債務	139百万円
長期金銭債務	964百万円

(2) 担保に供している資産

建物	7,390百万円
土地	0百万円
信託建物及び信託構築物	3,558百万円
信託土地	204百万円
その他有形固定資産	1百万円
計	11,155百万円

上記に対応する債務

短期借入金	1,800百万円
1年内返済予定の長期借入金	290百万円
長期借入金	7,095百万円
計	9,185百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 23,281百万円

(4) 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額 1,667百万円

(5) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

DELICA SHIPPING S. A.	16,994百万円
計	16,994百万円

(6) 財務制限条項

当事業年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触している借入金はありません。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	560百万円
	営業費用	9,316百万円
	営業取引以外の取引高	74百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度末の株式数
普通株式	1,056,058株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、貸倒引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	DELICA SHIPPING S. A.	(所有) 直接 100.0	船舶の管理 船舶管理の代理業務 資金の援助	船舶管理(※1)	528	—	—
				船舶の賃借(※2)	8,428	海運業未払金	52
				資金の貸付(※3)	1,130	長期貸付金	12,520
				債務保証(※4)	16,994	—	—
	イヌイ倉庫オペレーションズ(株)	(所有) 直接 100.0	物流業務の委託	支払運送費(※5)	534	営業未払金	83
				荷役費(※5)	345		
イヌイ運送(株)	(所有) 直接 100.0	物流業務の委託 役員の兼任	資金の借入(※6)	—	長期借入金	800	

(注) 上記子会社のうち1社に対して、貸倒引当金7,017百万円を計上しております。

- (※1) 船舶管理料は、業務に係る人件費等のコストを勘案し、決定しております。
- (※2) 船舶の用船料は、契約に基づき、子会社のコストを反映して決定しております。
- (※3) 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (※4) 金融機関からの借入金について、債務保証を行っております。
- (※5) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (※6) 資金の借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	乾 康之	(被所有) 0.6	当社代表取締役社長	自己株式の処分(※)	13	—	—

(※) 譲渡制限付株式報酬に伴う、自己株式の割当によるものであります。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,256円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	467円67銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。